

# みちのく I Cキャッシュカード特約

## 1. (この特約の取引における契約の成立)

当行は、お客さまからこの特約の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときにこの特約の取引に係る契約が成立するものとします。

## 2. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、I Cキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、一般社団法人全国銀行協会標準仕様のI Cキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかるとする機能（以下、かかる機能を総称して「I Cチップ提供機能」という。）の利用を可能とするカードのことをいう。）をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、みちのくキャッシュカード規定（以下「カード規定」という。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定の定義に従います。

## 3. (I Cチップ提供機能の利用範囲)

I Cチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末（以下「I Cキャッシュカード対応ATM等」という。）を利用する場合に提供されます。

## 4. (I Cキャッシュカードの利用)

カード規定 1. (カードの利用) に定める提携先において、提携先の都合によりI Cキャッシュカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合、当該ATMまたはCDではカード規定 1. (カードの利用) の定めにかかわらず、I Cキャッシュカードは利用できません。

## 5. (1日あたりの払戻金額)

当行は、当行および払出提携先のATMまたはCDを利用した預金払戻しにおける1日あたりの限度額について、I Cチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、I Cチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

## 6. (I Cキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い)

I Cキャッシュカード対応ATM等の故障時には、I Cチップ提供機能の利用はできません。

## 7. (I Cチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I Cチップの故障等によって、I Cキャッシュカード対応ATM等においてI Cチップを読み取ることができなくなった場合には、I Cチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にI Cキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) I Cチップの故障等によって、I Cキャッシュカード対応ATM等においてI Cチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 8. (カード発行手数料)

新規発行、再発行によりI Cキャッシュカードを発行する場合は、別にお知らせした当行所定の発行手数料が必要となります。

## 9. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上